

第4回裁判の迅速化法に関する検討会 議 事 録

第1 日 時 平成26年5月29日(木) 自 午前10時01分
至 午前10時54分

第2 場 所 法務省第1会議室(20階)

第3 議 題 「裁判の迅速化法に関する検討会報告書(案)」について

第4 出席委員等 長谷部座長, 大谷委員, 大野(勝)委員, 大野(顕)委員, 川上委員,
久保委員, 丹野委員, 中尾委員, 二島委員, 矢尾委員, 佐々木関係官

○**鈴木参事官** それでは、予定の時刻となりましたので、裁判の迅速化法に関する検討会の第4回会議を始めさせていただきます。

なお、第3回検討会以降、人事異動等によりまして事務局のメンバーに変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。

法務省民事局からは、小林参事官に代わりまして内野参事官です。

○**内野参事官** おはようございます。内野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 法務省刑事局からは、福嶋局付に代わりまして水越局付です。

○**水越局付** 水越でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** 法務省司法法制部からは、遠藤部付に代わり中保部付です。

○**中保部付** 中保でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木参事官** それでは、進行は長谷部座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○**長谷部座長** 皆様、本日も大変お忙しい中お集まりくださいまして、ありがとうございます。

前回の会議以降、事務局とともにこれまでの検討結果の取りまとめとして、「裁判の迅速化法に関する検討会報告書案」を作成いたしました。本日は、これを基に皆様に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、この報告書案の内容について、事務局から説明を頂きたいと思います。

○**鈴木参事官** それでは、御説明いたします。本報告書案は、座長にお諮りしながら事務局において作成したものでございまして、これまでの検討会における各委員の御発言を基礎にしつつ、第3回検討会以降、各委員から個別に頂きました御意見を踏まえて取りまとめたものでございます。

それでは、まず初めに報告書案の構成でございますが、表紙の次のページ、目次を御覧ください。

まず、1ページの「第1 はじめに」におきまして、本検討会が設置された経緯や本報告書の目的について記載をし、2ページから18ページにかけての「第2 検討結果」におきましては、第3回会議において委員の皆様方に御了承いただきました論点整理に従って、検討会での議論の結果を記載しております。その後、19ページから「第3 おわりに」において本検討会の意義等について言及しているものでございます。添付資料につきましては、資料1、これが委員名簿でございます。資料2が先ほど触れた論点整理でございます。資料3が本検討会の検討経過を簡単に記載した書面となっております。

なお、資料3のうち第4回検討会の部分につきましては、今のところの予定として記載しております。

資料4から6につきましては、第1回会議において最高裁から提出された資料でございまして、民事、刑事、家事の各事件についてのデータに関するものでございます。

それでは、続いて、本文の内容について簡単に御説明いたします。

まず、本文の1ページ「第1 はじめに」におきましては、先ほど申し上げましたとおり、迅速化法附則第3項に基づくものであることなど、本検討会が設置された経緯や本報告書の目的等について記載をしております。

次に、2ページの「第2」の「1 迅速化の現状」については、まず（1）において、迅速

化法の条文から、迅速化法は基盤整備法としての性格を有していること、そのことを踏まえて迅速化の現状の検討及び評価を行うことが相当であることを記載しております。

2 ページ最後の(2)においては、民事事件の動向等について記載をしております。まず、3 ページ「ア 概況」として、新受件数は長期的には増加傾向にあり、平成18年以降は過払金事件の影響で急増し、平成21年にはピークを迎えましたが、近時は過払金事件の減少に伴い落ち着きが見られます。平均審理期間は、長期的には短縮化傾向にあり、平成24年には約60%の事件が6か月以内に、約95%の事件が2年以内に終局し、審理期間が2年を超える事件は5%弱になっております。また、この10年、過払金事件の急激な増加が裁判実務や審理期間の統計数値等に大きな影響を与えていたという指摘もございました。過払金事件の影響を可能な限り取り除いた事件統計におきまして、近時、若干の長期化傾向が見られますが、その要因に関しましては、事件の複雑・困難化という指摘があるほか、過払金事件の急増に伴う裁判官の負担増により、過払金事件以外の事件の審理に影響が及んだ側面も否定できないとの指摘もございました。

続いて、3 ページ、「イ」民事事件の実情等としては、過払金事件を除く民事事件はかなり多様化、複雑・困難化が進んでおり、一件一件の負担感が増してきていること、最近増加している専門的な知見を要する複雑・困難事件における状況などの紹介がございました。また、長期化する事件類型の一つとして、親族間の紛争が紹介されております。

次に、4 ページ、「(3) 刑事事件の動向等」でございますが、まず、「ア 概況」として、新受人員は平成17年以降徐々に減少傾向を示しており、平均審理期間はこの10年間おおむね横ばいで推移をしております。平成24年、審理期間が1年を超える事件は1.6%程度、2年を超える事件は0.2%程度となっております。否認率につきましては、平成24年において全体の8.8%であり、特に平成23年以降上昇傾向が見られます。自白事件は僅かに短縮化傾向があり、否認事件は平成22年まで短縮化傾向が見られましたが、近時は横ばいとなっております。

5 ページに移りまして、「イ」刑事事件に関する実情等でございますが、専門的な知見を要する経済事犯、コンピューター犯罪などの事件の割合が上昇している印象があるとの御指摘がございました。裁判員裁判に関しましては、公判前整理手続の長期化に関することや、特に集中して公判審理を進めるために公判前整理手続における争点や証拠の整理の充実が不可欠であり、実質的に充実した審理をするための準備とその迅速化をいかに両立させるかが問われていること、裁判員裁判が裁判員裁判以外の事件に与える影響などについてここに記載したような指摘がございました。

そのほか、被告人が多数の犯行に及んでいるとされて追起訴が続く事件、被告人の精神状態が問題となって鑑定がされる事件において、審理に長期間を要する場合があること、被害者参加制度の導入等から従前以上に被害者の立場に配慮した公判活動が実践されるようになっていくことなどが指摘されました。

5 ページ下の「(4) 家事事件の動向等」ですが、まず、「ア 概況」といたしまして、家事事件は増加傾向にあり、平均審理期間はおおむね横ばいであることなどの指摘がございました。平成24年の審理期間につきましては、大半の事件が2年以内に終局をしており、2年を超えるものについては最も割合の多い乙類審判事件においても1.9%程度にとどまっております。また、個別の事件類型については、遺産分割事件の新受件数は増加、平均審理期間は短縮化、

婚姻関係事件の新受件数はおおむね増加、平均審理期間は若干長期化傾向にあることなどが指摘されております。

6 ページに入りまして、「イ」家事事件の実情等でございますが、家事事件の事件数が増加傾向にあるのは、社会全体における少子高齢化の進行や家族観・相続観の変化等、社会的要因を背景にしたものと考えられるとの指摘がございました。そのほか、国民の権利意識の高揚や司法アクセスの向上といった背景から、家事紛争が顕在化していく可能性があること、家事事件手続法の制定等によって制度面の整備が進められているが、これに加え家事調停等の機能の強化、家庭裁判所の人的・物的な態勢強化、代理人となる弁護士の態勢強化が重要な課題となっている状況にあることなどが指摘されております。

続いて、7 ページに入りまして、「(5) 諸外国の状況」でございますが、民事事件、刑事事件のいずれについても、各国の司法制度の違いなどから単純に各国の状況を比較することは相当ではないものの、統計数値を見る限り、我が国の裁判が諸外国と比較して長期間を要しているとは言えないという実情と、その評価を紹介しております。

7 ページの「(6) その他の実情等」のうち、「ア 消費者に関する実情等」でございますが、全国の消費生活センターにおきましては、年間85万件から90万件ほど消費者契約に関する紛争を取り扱っており、デリバティブ、投資詐欺、非典型契約の事案などが増えており、紛争が複雑化、高度化して解決が難しくなっているが、解決ができない場合に裁判所に行くということになると、消費者にとっては非常にハードルが高いという感覚があることなどの紹介がございました。消費生活センターに相談するに至らないような潜在的な紛争を顕在化させるための司法アクセスの拡充の重要性なども指摘されております。

また、次に、8 ページ、「イ 企業に関する実情等」といたしまして、企業の事業活動のグローバル化と企業から見た裁判の迅速についての意義につき、ここに記載したような指摘がございました。

以上の小括といたしまして、8 ページの(7)においては、裁判の迅速化は、適正かつ充実した審理を伴うべきものであり、審理期間を評価するに当たっては、審理の適正・充実という観点を考慮する必要があること、多くの事件はそれほど深刻に長期化しているという状況にはなく、諸外国の統計等と比較してもそのように言うことができる旨を紹介しております。その上で、第一審の審理期間が2年を超えている事件を始め、審理が長期化する事件もなお存在しており、それぞれの分野で複雑な長期化要因があるとしております。

そして、長期化の社会的要因については、新しい紛争類型が訴訟に持ち込まれていることや、少子高齢化、国民の意識の変化の結果として、新たに紛争が生じたり、紛争が激化したりしていることなどが挙げられ、顕在化していない紛争の存在や企業活動等のグローバル化も含め、社会的要因を踏まえ、社会全体での紛争解決の在り方を議論していくことが重要であるとしております。

続きまして、9 ページに入りまして、「2 迅速化に向けた取組」におきましては、まず、(1)として、迅速化に向けた取組についても迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえ、検討及び評価を行うべきとの御指摘があった点を紹介しております。

次に、「(2) 民事事件に関する取組」において、まず「ア 制度面の取組」といたしましては、現行民事訴訟法の制定、施行により、争点及び証拠の整理のための手続等が整備されたこと、その後、平成15年の民事訴訟法の一部改正により、計画審理の推進、専門委員制度の新

設などの整備が行われたことが紹介されました。

次に、「イ」民事事件における運用面の取組としては、(ア)争点整理に関する取組、(イ)専門的知見を要する事件に関する取組、(ウ)合議体による審理の活用等の取組についてこちらに記載したような実務に即した貴重な御紹介を頂いております。

10ページ、下の「(3)刑事事件に関する取組」におきましては、まず「ア 制度面の取組」といたしまして、(ア)平成16年の刑事訴訟法等の一部改正、(イ)裁判員制度の導入、(ウ)損害賠償命令制度の創設等が紹介されました。

11ページ、「イ」刑事事件に関する運用面の取組としては、(ア)迅速な事件処理の取組、それから、(イ)公判前整理手続や裁判員制度に関する取組として、争点の整理や計画的な審理の実施、早期に裁判を進行するための運用、工夫、法曹三者が協力しての取組、意識の高まりなどについて紹介がございました。

さらに、12ページに入りまして「ウ」刑事事件に関するその他の法曹三者の取組におきましては、裁判所における取組、検察庁における取組、日弁連における取組についてそれぞれこちらに記載してあるような取組が紹介されております。

13ページ、「(4)家事事件に関する取組」のうち「ア 制度面の取組」といたしましては、家事事件手続法の成立、施行が紹介され、「イ 運用面の取組」として(ア)調停運営に関する取組、各家庭裁判所での取組状況、(イ)調停に携わる者の意識についての紹介、(ウ)家事事件の代理人選任率の上昇に関する指摘がされました。

14ページに入りまして、「(5)基盤整備に関するその他の取組例」のうち、まず「ア 弁護士の態勢の整備」として、(ア)弁護士人口の増加、それと関連しての(イ)弁護士過疎・偏在解消に向けた取組、(ウ)活動領域の拡大について、また、「イ 裁判所の態勢の整備」についても、整備に努めていることなどが紹介されております。

15ページ、「(6)小括」におきましては、迅速化の取組に関するまとめといたしまして、これまで制度面、運用面について審理の適正・充実・迅速のための種々の取組が行われ、その成果も現れており、社会基盤の整備という点でも、司法アクセスの改善など、社会全体の司法基盤が徐々に拡充されつつあると思われることとの紹介がされております。

他方におきまして、適正・充実・迅速な手続とこれを支える制度・体制の整備の両面によって支えられている迅速化には、必ずしも明確なゴールがあるものではなく、迅速化は今後も引き続き取り組んでいかなければならない課題であること、今後の検討課題につき、運用や態勢の整備等の対応等を拡充していくことによって、審理の長期化を防ぐと同時に、適正かつ充実した審理を促進することができるものと思われることとの指摘を紹介しております。

また、社会の複雑・多様化に伴い、国民は裁判に対し、より質の高い信頼できる判断を求めていると考えられ、このような要請に応じていくためにも、裁判所が専門的知見を効果的に獲得することや、法曹とそれ以外の機関との連携等により、社会全体として効果的な紛争解決を図るシステムを追求していくことが重要であること、今後も政府を始め、日弁連、裁判所等の関係諸機関において、制度面、運用面、社会基盤の整備の面において、引き続き種々の取組を継続し、また、現在進められているものを更に拡充していくことが期待されることとしております。さらに、企業関係者や消費者紛争に関わる人々等、社会において紛争に関わる人々からも、引き続きこのような取組・検討に協力が得られることが望まれることを記載しております。

続きまして、17ページに入りまして、「3 迅速化法の展望」でございますが、まず、

「(1) 迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性」として、迅速化法は、一連のサイクルを通じ、適正・充実を前提とした迅速化を実現していくことを基本的な枠組みとしており、最高裁判所の検証と関係諸機関による検討・実施によって基盤整備を進めるという迅速化法の基本的な枠組みの必要性、重要性は今後も変わらないものと考えてしております。

次に、「(2) 最高裁判所による検証」といたしまして、最高裁判所の検証結果の公表の在り方は相当なものであり、今後も維持されるべきという御議論がございましたので、その旨の御紹介をしております。

また、18ページに入りまして、「(3) 迅速化法の存在意義」といたしましては、迅速化法の基盤整備法としての役割からすれば、同法の存在意義は大きいこと、また、裁判の利用者の視点からは、ここに記載したような意義があることを記載しております。今後、迅速化に向けた基盤整備については、法曹がこれに取り組むのみならず、関係者とも連携し、議論しながら、取組が継続され、更に深まっていくことが期待されるということであったかと思えます。

最後に、19ページに入りまして、「第3 おわりに」でございますが、本検討会を終わるに当たって、本検討会における成果や各委員に熱心に御議論いただいた意義についてまとめさせていただきました。

内容はこちらに記載させていただいたとおりでございますが、本検討会は、委員の方々に活発に御議論いただきまして、非常に有意義なものとなったと存じます。改めて感謝申し上げます。

私からの御説明は以上となります。どうもありがとうございました。

○長谷部座長 それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

○中尾委員 よろしいでしょうか。質問というより意見を申し上げたいと思います。

報告書案については、この検討会の議論内容を的確にまとめていただいております。内容については全く異論はございません。むしろ非常に意義があるというふうに思っておりますので、その意義について4点ばかり申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、報告書案が、迅速化法の基盤整備法としての意義、位置付けを明確にした上で、今後更に迅速化法が我が国司法の運用改善、制度・体制の整備のための基本法として重要な役割を果たしていくこと、これを明確に打ち出したということです。この点は、報告書案の基本的な視点となっており、一貫してその視点で報告書案がまとめられたということは重要ではないかと思っております。

2点目ですけれども、迅速化法の基本的な枠組みとして最高裁の検証の役割の重要性が確認されたという点です。最高裁の検証が今後不断に継続される我が国司法の基盤整備を推進するための原動力になるということと、その検証の範囲が司法分野にとどまらず、それを取り巻く裁判手続外の社会的要因に及ぶということ、さらに、その社会的要因の検証の必要性と重要性が確認されたということの意義は大きいと思っております。

3点目ですけれども、報告書案というかこの検討会の意義と言ってもいいと思いますけれども、迅速化法施行後の約10年間における我が国司法の変化、現状、取組について適正・充実・迅速な手続、制度・体制の整備という両面の視点から総括・評価が行われたという点です。この総括・評価という点は、言い換えれば今後の司法制度改革以後の約10年間の総括・評価とも言えると思いますけれども、まだ各界において必ずしもその総括・評価が十分に行われて

いない、そういった現状にあってその端緒となる総括・評価になったというふうには言えるのではないかと考えております。

最後に4点目ですけれども、これは3点目と関連するんですが、19ページの「第3 おわりに」という所で、「本検討会において、このように司法制度改革の重要な一部である迅速化法の存在意義について認識を深めることができたことは、司法制度改革の成果の一つを確認できたという意味においても、有意義であった」と指摘されている点です。これまで迅速化法と司法制度改革との関連性や位置付け、これについては必ずしも十分に議論されてこなかったし、整理されていなかったのではないかと考えております。迅速化法は、その制定過程から今回の司法制度改革の中では一種の「異端児」的な目で見られたり、あるいはその名称などからその性格が誤解されてきた嫌いがあったと考えております。その意味においても、報告書の「おわりに」の中で迅速化法と司法制度改革との関連性や位置付けが整理され、明記されたという意義は大きいと考えております。

以上です。

○長谷部座長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

では、丹野委員。

○丹野委員 今、中尾委員がおっしゃったことは全くそのとおりだと思いますし、私も迅速化法は大変意義のある法律だなということを改めて感じました。法務省の方が事前にいらしたときに多少意見を述べさせていただいたことが18ページの迅速化法の存在意義という所に多分反映していると思いますが、ここに書かれていますように、迅速化法という法律があることによって国民の視点から見ても様々な検証が行われて、その結果がこういう形で国民に知られるということは、裁判がやはり国民から遠い存在であるという点は現状肯定せざるを得ませんので、そういう意味では非常に意義があるし、それから、迅速化法があることによって様々な取組が行われて、現実に裁判の適正・迅速・充実が図られていくということが利用者側からとって非常に重要であるということを改めて認識をさせていただきました。この報告書はよくまとまっていると考えております。

○長谷部座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、久保委員。

○久保委員 弁護士の活動領域の拡大のくだり、15ページの上から3行目ですが、拡大の動きが一定の範囲にとどまっているなんていう余計なことをちょっと提案させていただきました。この点は、この検討会でも余り突っ込んだ議論がなかったように思いますので、改めて加筆の趣旨を説明させていただきたいと思います。

弁護士の活動領域につきましては、弁護士人口の増加とか、弁護士会や関係機関の努力によって企業とか自治体等幅広い分野で徐々に活動領域は広がっているということについては私も全く同感だし、理解しております。しかし一方で、御承知のように新人弁護士の就職難は依然深刻であって、法曹志願者の減少など人材確保にも影響を与えかねない状況が続いているということで、政府の法曹養成の在り方についての検討会等でもかなり主要な議題の一つとして取り組まれているというふうには聞いております。したがって、ここではこうしたニュアンスを少し反映させておいたほうがいいかなという意味で加筆させていただいたわけです。

さらに、今後のことを考えますと、高齢化とか国民意識の変化によって今後とも弁護士の専門的な知見や判断が必要とされる新しい分野がどんどん広がっていくのではなからうかと思わ

れますので、今申し上げました二つの理由から活動領域のさらなる拡大に向けた努力を今後とも続ける必要があるだろうという趣旨で提案した次第であります。

以上です。

○長谷部座長 ありがとうございます。ただいまの点は15ページの上から3行目辺り、3、4、5行目の部分でしょうか。

○久保委員 3行目から最後の「重要である」という所までですね。

○長谷部座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

大谷委員。

○大谷委員 検察の立場から若干補足的にお話をさせていただきます。先日来、裁判員裁判が始まって5年、ちょうど5周年ということで、いろいろな実務家の方がコメントなり評価をいろいろな所で述べられておられました。総じて制度自体は順調に定着してきているというのが大方の御意見だったように思います。ただ、今後の課題ということも幾つかあって、その中の一つとして、従前この検討会でも議論がありましたが、公判前整理手続の長期化というものの一部にまだ見られると、それが問題ではないかというような指摘をされている論者の方が相当数おられました。

この公判前整理手続というのは、この手続の本来の趣旨どおりに行えば裁判の迅速化に非常に資する、そういう制度でありまして、実際そういう結果も多々出ているわけですが、これが足かせになって逆に長引いてしまっているという実情もあると、そういう指摘を受けまして、検察としてもこれまで以上に制度の趣旨に沿った運用を心がけていかなければならないだろうというふうに思っています。

検察におきましては、ちょうど5年前、平成21年2月ですが、この裁判員裁判の下における捜査、公判活動あるいは態勢整備の在り方全般につきまして、検察としてどういう方向性を持ってやるべきだというようなことについて、裁判員裁判における基本方針というのを当時取りまとめて公表いたしました。そのときの裁判員裁判における主張、立証の要諦は何かということについては、「分かりやすく、迅速で、的確なもの」というようなことを掲げました。最近もおおむね順調にはいっていますけれども、一部でそういう問題が生じているということについては、やはりもう一度この原点に立ち返り、全ての事件について、分かりやすく迅速で的確な、そういう主張、立証を行うよう努力していかなければいけないんだろうなと思っています。

それから、検察の取組ということで若干補足させていただきますと、制度の趣旨をしっかりと理解して、それが実際の裁判の場できっちりと適切に活用できる、そういう公判遂行能力を向上させていくということがますますこれから重要になっていくんだろうなということを実感しています。

先日、ある地検で模擬証人尋問というのをやりまして、それを見に行ったのですが、ちょうど今年の4月から実務に就き始めたばかりの検事が模擬の証人尋問をやったのですけれども、実務に就いて2か月ならこれぐらいできたらまあいいんだろうとは思っているものの、やはり全般的にはもうちょっとしっかりしてほしいなど、そういう感想を持ちました。現在、検察の現場では、模擬の証人尋問をやって、それを多数の検察官が見ていろいろ意見を言い合ったり、あるいは特に裁判員裁判については冒頭陳述であるとか論告について、事前にリハーサルをやる、それに裁判に関係していないほかの検察官もみんな集まってきて、あそこがよかった、ここは

こうすべきだというような、そういう議論を戦わせる、そんなようなことをして各人のスキルアップを図っているところです。

それから、前回御紹介がありました裁判員経験者に対するアンケートを利用した勉強会なんかもやっていますが、この裁判員の方の意見の評価というのはなかなか難しく、声が小さかったとか早口だったとか、そういう意見についてはそれを改めようというふうになくなっていくのですが、例えば6人おられて5人までが非常に分かりやすかったという評価をしておられるのだけれども、1人だけ分かりにくかったという評価がある。一体どうしたらいいのかと。6人全員が分かりやすいと感じるまで突き詰めなければいけないのか、しかしながら、いろいろな人がいるのだからそこは仕方がないとするのか、そこはいろいろ意見の分かれるところだと思います。また、ある裁判員が検察官のやり方は分かりやすかった、弁護人は分かりにくかったという同じ事件について、別の裁判員については、その逆の評価になっているような場合もあります。このような実情を踏まえたと、多くの人にとって本当に分かりやすい裁判の在り方というのは何なんだろうなということは、これからも引き続きいろいろ勉強していかなければいけないだろうなということを改めて実感しています。

以上です。

○長谷部座長 どうもありがとうございます。ただいまの所は12ページからの所でございますね。特に12ページの(イ)の検察庁における取組という所の関係で、いろいろ具体的なことも補足していただいたものと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

中尾委員。

○中尾委員 先ほど久保委員がおっしゃっていただいた15ページの補足部分ですけれども、非常に的確な記述を加えていただいたなと思っております。弁護士の活動領域の拡大というのは、今、日弁連においても最重要課題の一つになってはいますが、まだまだこの所が不十分であるという認識を持ってまして、こういったような形で継続されることが重要であるということは本当にそのとおりで思っております。

弁護士の活動領域の拡大というのは、同時に我が国の法の支配の拡大、浸透の一つの手法であるというふうに考えています。法の支配の一翼を担う弁護士の活動が社会の隅々、いろいろな分野、領域で拡大することがひいては我が国の法の支配の確立につながるんだと、そういう理念の下でやっております。しかし、まだまだ弁護士、弁護士会のサイドの取組が不十分であるということと、社会全体がこういう弁護士を受け入れていく、新たな在り方の下で受け入れていくというような環境整備とか、あるいは意識改革というのがまだ発展途上ではないかと思っております。したがって、今後、当面この活動領域の拡大ということが司法制度改革あるいは法の支配の浸透という観点から非常に重要な課題と思っておりますので、正に的確な補足をしていただいたなと思っております。

以上です。

○長谷部座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、「裁判の迅速化法に関する検討会報告書案」につきましては、皆様の御了承を頂いたものとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。この報告書案につきましては、後ほど事務局から説明があるとおりに、今後、事務局を通じて法務大臣に報告することになると思います。その際、報告書の成案

として取りまとめるまでの間に、細かな表現や字句等の修正があり得ると思われまゝ。こうした形式的な修正につきましては、恐縮でございますが、座長であります私と事務局に御一任を頂きたいと考えておりますが、この点、よろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

なお、修正に当たりましては、委員の皆様個別に御相談させていただく場合があるいはあるかもしれませんが、その際は何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本検討会も今回が最後ということになります。検討会を終えるに当たりまして、皆様方から一言ずつ御感想を頂きたいと思っております。私の右手のほうから、大野委員からお願いいたします。

○大野（勝）委員 御指名でございますので、僭越ですが一言申し上げさせていただきます。

今回、委員を仰せつかりまして、改めて報告書を拝見して、委員の皆様のお話を伺い、また、関係官の報告を伺いまして、迅速化という観点から見た裁判の現状だとか課題を知ることができて大変勉強になったと思っております。特に法律の専門以外の委員の方々からADRの現状であるとかニーズ、あるいは裁判、裁判制度、法曹に対する要望、この検証作業に関する意義、評価等について御意見を伺えたのは貴重な経験だったと考えております。これからも裁判実務に携わるものとして、裁判の充実・迅速のための検証、これに協力し、あるいはこれに期待したいと考えておりますし、あわせて実務上の努力も積み重ねていきたいと、こういうふうを考えております。

今回は本当にありがとうございました。

○長谷部座長 ありがとうございます。

では、川上委員、お願いします。

○川上委員 私もこの検討会に参加させていただきまして、ただいま大野委員からも御指摘がございましたが、法曹三者以外の委員の方々の御意見、御提言をお聞きして、非常に新鮮な感じがいたしました。法律家が当然のこととしていることがらが一般の方から御覧いただきますと、意外とそうではないのだということを教えていただいた感じがいたします。

それと、これは中尾委員からも御指摘がございましたけれども、私、ロースクールにおける関係で司法制度改革が失敗だったのではないかという声を聞くことがございますけれども、果たしてそうなのだろうかということでございます。裁判の迅速化法という名前が名前だけに、ややもすれば近視眼的に、部分的に捉えられがちでかつてはそうした誤解もあったようですが、今般の司法制度改革、我が国の司法制度の在るべき姿を迫るものとして非常に画期的な立法であったのではないかということをお本検討会における作業を通じて実感しております。事務局で御苦労いただきまして、報告書案を作ってくださいましたが、10年後あるいは20年後の検討会の正に出発点を形成するものとして、意義があるのではないかと考えております。

非常に貴重な勉強の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

○長谷部座長 ありがとうございます。

では、丹野委員、お願いします。

○丹野委員 法律家でない人間としてここに参画をさせていただいて、今回は本当に勉強になりました。司法制度改革という、新聞の紙面に踊っていることが、実態として、迅速化法という基盤法によって、いろいろ問題は抱えつつも一定の成果を上げてきているということをつぶさに見ることができまして、非常に感激をしております。ずっと申し上げていましたように、国

民にとって裁判はやはりある意味遠いんですけども、でも、その分大変に期待をしております、社会正義が実現される場だと思っております。ただ、自分に降り掛かってきたときに、費用の点とか時間の点とか判断の帰すうがどうなるかという点に非常に不安感があったりするんですけども、そういう意味では、迅速化法のお陰でというのか、迅速化法があることによって法曹三者という篤実な関係者の御尽力により着実に迅速化が維持され、それから充実した審理が図られて、そのための御尽力もされているということは高く評価されるべきだと思っております。

様々な問題を抱えつつ、更にこの法律を形骸化させることなく迅速化法の趣旨を全うしていただいて、その一翼に消費者側としても参加することができれば大変意義のあることだと思っております。ありがとうございました。

○長谷部座長 では、二島委員、お願いします。

○二島委員 私もお三方と同じでございます、特に民間の方の御意見というのは弁護士にとりましても、耳の痛い部分もかなりあるんですけども、逆にそれだけ新鮮でして、今後の私の弁護士の活動にとっても有意義だと思いますし、法曹三者にとっても、それをいかすすべを考えていなければいけないんだろうなどは考えております。

もう少し狭く言いますと、法曹三者で私は刑事関係で推薦されておるんですけども、やはり立場の違いがございまして、裁判所、検察、それと刑事の辩护人、立場が違ってそれなりに対立関係はあるんですけども、お話を聞いていて、やはり目指す部分は同じなんだろうなということによく分かりましたので、これからも日弁連に持ち帰りまして、今後の刑事裁判の適正・充実化のためには努力していきたいと考えております。多分協調できる部分は一杯あるのではないかと考えております。

それから、私も最高裁の委員を長年やらせていただいておりますが、裁判所の御努力というのがよく分かっておりまして、それをこのような会で非常に高く評価されたというのは、そのとおりだなと考えております。今後、最高裁の努力をまたよろしくお願いしたいというところでございます。

以上です。

○長谷部座長 ありがとうございます。では、矢尾委員、お願いします。

○矢尾委員 今回この検討会に参加させていただき、各界の委員の皆様の御意見をお伺いできる機会を与えていただきましたことは、私にとって大変貴重な経験でございました。検討会の中でも発言させていただきましたが、充実した争点整理とそれを前提とする集中的な証拠調べという現行民訴法の目指した訴訟運営は、現在実務に確実に定着してきていると考えますが、その要因としては、現行民訴法の制定あるいはその後の改正が、それまでの実務における運用改善の取組の状況を十分に踏まえたものであったことが大きいのではないかと考えているところです。

現在も裁判所におきましては、審理の適正・充実ということは当然のこととした上で、その迅速化のための運用面での様々な取組が不断に積み重ねられているところですけども、今回委員の皆様方の御意見をお伺いして、正にこの取組が終わりのない課題であるという思いを一層強くしたところでございます。

どうもありがとうございました。

○長谷部座長 ありがとうございます。では、中尾委員、お願いします。

○中尾委員 この検討会は迅速化法附則第3項に基づく検討会ということで、その性質上議論には時間的制約があったと思うんですけども、それでも先ほどから多くの方が指摘しておりますとおり、迅速化の現状とか、迅速化に向けた取組に関する議論の中で、運用改善とかあるいは司法制度基盤の前進面とか積極面、これが確認できて、それが報告書案として取りまとめられたということは大変有意義だったと思っております。

ただ、その議論の中で同時に多くの課題があることが指摘されました。先ほどの久保委員のおっしゃった御意見もその一つですが、その課題とかあるいはそれに対する取組とか方策を実施することの必要性や重要性を指摘する御意見もたくさんあったと思っております。こういった諸課題についてもう少し時間的余裕があれば具体的な議論を深めたかったという思いがあるんですが、こういった諸課題は、本検討会というよりも、むしろ今後の最高裁の検証検討会の中でその背景にある社会的要因とともに検証していくべき課題だと思っております。その意味で、この検討会で今後の最高裁の検証につながる議論ができたということは非常に良かったと実感しております。

以上です。

○長谷部座長 ありがとうございます。では、久保委員、お願いします。

○久保委員 私がかねてから司法制度改革審議会以来の司法の一連の大改革の中で国民と司法との距離感といいますか、それがどう変化していくのかということに注目して見ておりました。時間の掛かり過ぎる裁判も国民を司法から遠ざける要因の一つでありましたけれども、今回この検討会に参加させていただきまして、その距離が少しずつ縮まりつつあるのではないかとということを実感しました。その陰にはもちろん今もお話が出ましたけれども、制度面あるいは運用面で長期化の要因を一つ一つ取り除く努力をしてこられた最高裁始め関係者の地道な取組があったわけで、その努力に対しては深く敬意を表したいと思っております。

国民に身近な司法といっても、何でも裁判に持ち込む訴訟社会が決していいとは考えませんが、少なくとも司法によって公正に裁かれるべき紛争が埋もれたり、泣き寝入りに終わったりすることだけは避けなければならないと考えます。その意味で、公正で迅速な裁判を目指す関係者の努力というのは、今後とも続けていただければと願っております。

ありがとうございました。

○長谷部座長 ありがとうございます。では、大野委員、お願いします。

○大野(顕)委員 私はユーザーの立場ということで参加させていただいたのでございますけれども、非常に勉強になり、いろいろ感じる場合がございます、3つ申し上げたいと思います。一つは法律の名前が迅速化法ということなので何となくスピードだけの話のようにイメージを持たれるという点についてです。確か第1回での中尾委員の御発言に、迅速化というのは拙速化ではない、充実と一体化されたものである、という趣旨のお話があったと思いますが、これに尽きるのではないかと考えております。そういう迅速化というものを目的として、制度なり運用なり組織なりについて、企業でPDCAサイクルと言われるプロセス、計画して、実行して、それを見直して、また改善していくサイクルがありますが、これを不断に行っていくという終わりのない話でございますけれども、この迅速化法というのがそういうサイクルを促す意味で非常に良いプラットフォームを提供していると思えました。実際に、その中で非常に真摯な御検討をされて、いろいろな取組をされているんだというのが非常によく分かりました。こうした検討をますます深めていただいて、更に信頼される裁判制度にさせていただければと思

ました。

それから、二つ目は、やはりユーザーとしては、国民の中には結局一生に一度も裁判に関わらない方もいらっしゃると思いますし、私どものような企業の社員ですら、それほど件数をたくさんやっているわけではございません。そういう意味では、一つ一つあるいは一回一回の裁判でユーザーにとっては「裁判はこういうもの」と捉えられるような所がありますので、統計的に見ていくという部分も重要ですが、一方でその一つ一つはどうかと、その一つ一つをきちっとユーザーに納得できる、納得感の高いソリューションを提供できるかどうか、そういう視点を是非持って引き続き検証をさせていただければなと思うところでございます。

それから、最後にこれはこの報告書案にも書いてあったかと思いますが、こういう取組をされているのは、正直私も余り勉強不足で知らなかった所もあるのですが、我が国の裁判の充実、信頼性向上に資する非常にいい取組で、是非これはいろいろな形で宣伝をしていただければと思いますし、私も機会があればこういう話をまたいろいろな所でさせていただいて、それがまた良い方向に回っていけばいいのではと思ったところでございます。

本当にどうもありがとうございました。

○長谷部座長 ありがとうございます。では、大谷委員、お願いします。

○大谷委員 検察官として専ら刑事裁判に携わる立場にいますけれども、以前にも御紹介したように刑事訴訟法1条に刑事訴訟法の目的の一つとして、刑罰法令の迅速な適用実現ということが挙げられているわけです。しかし、慣れというものには怖いもので、ついつい日常の忙しさの中で忘れがちになってしまうのですけれども、この検討会に参加させていただきまして、迅速な裁判の意義あるいは重要性というものを再認識いたしました。もちろん大野委員が言われたように拙速な裁判であってはならないのはそのとおりでありまして、それは飽くまでも迅速かつ適正な刑罰法令の適用実現でなければならないということは当然のことではありますが、検察としても常にスピード感を持って執務に取り組んでいかなければならないということを改めて思いました。

また、何人かの委員の方がおっしゃっていましたように、なかなか法曹三者以外の方の御意見をお伺いする機会はないわけですし、ついつい我々が慣れてしまっていて、あるいは近視眼的になってしまっていて見落としやすい、そういったことをいろいろ気付かせていただいたということで、大変貴重な勉強をさせていただいたと思っております。

また、一方で法曹三者それぞれが迅速な裁判を実現するためにこれまでいろいろな努力をしてきた、あるいはしてこられたことを改めて認識いたしました。検察としても引き続き迅速な裁判を実現するための努力と工夫を続けていきたいと思っております。

今回大変有意義な議論に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。

○長谷部座長 どうもありがとうございます。

私からも一言申し上げさせていただきたいと思いますが、ただいまの委員の皆様からの御指摘にもありましたように、本検討会の御議論を通じまして、文献等ではなかなか明らかにならないような実情についての分析ですとか、現場の積極的な取組ということが明らかになったと感じております。これも皆様が大変お忙しい中、4回にわたる検討会に御出席くださりまして、熱心に御議論いただいたその成果であると思っております。

また、非常に実証的な方向性ということがこの報告書案には出ているのかと思うのですが、それにつきましては、皆様方の御指摘に加えて、様々な詳細な統計資料なども最高裁の

ほうから出していただきました。佐々木関係官には本当にどうもありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

以上でございます。

それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

○鈴木参事官 今後の予定につきましては、先ほど座長からお話があったとおり、報告書につきまして形式的な修正を行った後、裁判の迅速化法に関する検討会報告書として取りまとめ、法務大臣に報告する予定でございます。これにあわせまして、当省のホームページに報告書を掲載するとともに、報道機関に公表する予定となっております。

以上です。

○長谷部座長 どうもありがとうございました。

裁判の迅速化法に関する検討会は本日で終了させていただきます。これまで熱心な御議論を頂きまして、本当にありがとうございました。

—了—